

定例記者会見（11月）次第

○日 時 令和6年11月5日（火）
午前11時～

○場 所 第三委員会室

<出席者>

酒田市／市長、副市長、総務部長、企画部長、地域創生部長、
市民部長、健康福祉部長、農林水産部長、教育次長、市長公室長

酒田記者クラブ／各社

幹事社／荘内日報・NHK

1 開 会

(1) 市長発表事項

- ①酒田市は今後このように復興を進めていきます（総務課）
- ②漫画「しあわせ鳥見んぐ」×定期船とびしまタイアップ企画の実施について（定期航路事業所）
- ③酒田市社会資源ファイル「おたすけガイドブック」について（高齢者支援課）
- ④仮設屋内スケートリンク（旧松山中学校体育館）の整備の中止について（スポーツ振興課）

(2) 酒田記者クラブ 代表質問〔加盟幹事社〕

(3) 酒田記者クラブ フリー質問〔加盟各社〕

(4) 酒田記者クラブ加盟社以外の報道機関 フリー質問

(5) その他

2 閉 会

◆その他配布資料

なし

酒田市は今後このように 復興を進めていきます

令和6年7月大雨災害復興本部（事務局：総務部総務課）



1. 復興本部の体制等

(1) 所掌事項

- ①令和6年7月大雨災害の被災者の支援に関すること。
- ②令和6年7月大雨災害により被災したインフラ等の復旧の進行管理に関すること。
- ③上記のほか、令和6年7月大雨災害の復旧・復興に係る重要事項に関すること。

(2) 体制

市長を本部長、副市長を副本部長とする。本部員は災害対策本部と概ね同一。

(3) 開催頻度

記者会見の前に開催し、記者会見で報告する方向とし、概ね月一回程度開催する。

2. 復興本部の役割

(1) 復旧・復興事業の遂行及び進行管理

被災者の支援に関する事業及び被災インフラ等の復旧事業の遂行及び進行管理を行う。
このほか、復旧・復興事業の事務分担に係る総合調整を行う。

(2) 誰も取り残さない被災者支援

被災者台帳等を活用し、各種支援を必要としている方に、有益な情報が確実に届いているのかを確認し、支援漏れを防止する。

(3) 市民への情報発信

記者会見のタイミング等で復旧・復興の進捗状況を分かりやすく発信していく。



復旧・復興の基本方針（素案）

基本方針 1 住まいと暮らしの再建

- (1) 被災者が一日も早く被災前の生活を取り戻すための住まいと暮らしの再建への支援
- (2) 福祉サービスの利用や見守り等による心のケア、移動手段の確保など、安心して暮らせる生活環境の早期整備
- (3) 復興に向け、これまで培われてきた地域コミュニティの再建
- (4) 大量に発生した災害廃棄物の迅速かつ適切な処理の推進

基本方針 2 社会インフラの復旧・機能強化

- (1) 被災した河川や道路、上下水道施設、砂防・治山施設等の早期復旧、機能強化（強靱化）
- (2) 幹線道路ネットワークや地域の生活道路など災害に強い交通体系の整備
- (3) 治水対策の工程や効果の見える化など、安全・安心に向けた道筋の提示
- (4) 浸水原因の分析、浸水対策の検討

基本方針 3 地域産業や地域活力の再生

- (1) 農地・農業用施設、林地・林道の早期復旧
- (2) 被害を受けた農業者等の営農継続に向けた支援
- (3) 地域産業の復旧、復興

基本方針 4 災害対応の検証に基づく防災対策の強化

- (1) 今回の大雨災害を踏まえた災害対応の検証（情報の収集・伝達、避難所の在り方、個人の備えの呼びかけ、地域における協力体制など）
- (2) 今後の災害への不断の備え、防災・減災に向けた取り組みの推進と総合的な防災体制の確立



罹災証明書の新規申請受付の期間延長について

7月25日からの大雨災害にかかる罹災証明については、10月31日をもって新規申請の受付を終了する旨を市民の皆さまへお知らせしてきたところですが、申請漏れ救済のため、次のとおり期間を延長しています。

1. 受付日時

◆住家（人が住んでいる家）に被害を受けた方についての罹災証明書の新規申請受付期限を**11月29日（金）**まで延長しています。

ただし、**被災当時の状況が確認できる写真の提示が必須**となります。罹災証明書を必要とする方は、受付期限までに申請してください。すでに罹災証明書を交付された方の再発行についてはこの限りではありません。

なお、罹災証明はオンラインでも申請できます（詳しくは市ホームページをご覧ください）。

2. 受付場所

酒田市役所市民課（本庁舎1階）、八幡総合支所市民係、松山総合支所市民係、平田総合支所市民係

3. 添付書類等

- ・身分証明書（必須。マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・委任状（本人・同居人以外の方が申請する場合。様式は任意。）
- ・**被災の状況が分かる写真（必須）**

※印鑑は不要です。

4. 備考

非住家（物置・店舗など）については罹災証明ではなく、罹災届出証明という別の証明書となり、市危機管理課（本庁舎4階）で対応します。



被災家屋などの公費解体の申請受付について

大雨災害で以下の要件を満たした被災家屋などについて、国の補助制度を活用して解体撤去します。

1. 対象（次の全てに該当すること）

- ・罹災証明書により「全壊」と判定された家屋などである。
- ・申請者は7月25日時点で家屋などの所有者又は相続者である。
- ・解体撤去に関して、家屋などの権利関係者（所有名義が故人の場合は相続権利者、金融機関などの抵当権者など）の同意が得られている。

2. 申し込み

12月27日（金）までに次の必要書類を環境衛生課へ提出（郵送不可）

3. 必要書類等

申請書、本人確認書類、申請者の実印・印鑑登録証明書、被災家屋などの配置図・現況写真、罹災証明書の写し、登記事項（建物）全部事項証明書など

【非住家の取り扱いについて】

倉庫や空き家などの非住家（居住のために使用していない建物）については、非住家被災証明書で「全壊」と判定された場合、対象となることがあります。

◆**全壊の目安**／・建物の全てが倒壊している・建物全部が流出又はずり落ちている・土間から120cm程度まで全ての部分に土砂堆積がある・河川の氾濫に伴う水流やがれきの衝突などにより、外壁や建具が破壊され（浸水による損傷を除く）、かつ土間から200cm程度以上の浸水深があることなど

◆**非住家被災証明書**／非住家の建物の被害の程度を本市が証明するもので、公費解体にのみ有効な証明書です。

→**申し込み**／12月13日（金）までに本人確認書類、被災の状況が分かる写真（可能な範囲で）などを同課へ提出



大雨災害で被災された方に対し、山形県で配分した義援金と酒田市に寄せられた義援金を併せて配分します。

1. 対象

居住住家が罹災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「一部損壊」のいずれかに認定された世帯

2. 配分金額

罹災証明書の認定内容に応じて配分

3. 申請方法

- ・対象世帯に、申請書を11月上旬以降順次送付しています。
- ・申請書の内容をご確認の上、オンライン申請又は同封の返信用封筒にて返送してください。
- ・返送期限／**12月27日（金）消印有効**
- ・問合せ先／地域福祉課福祉総合相談係（TEL26-5731）



7月25日からの大雨による状況について（第二十三報）

令和6年10月31日(木) 12:00時点

酒田市総務部危機管理課

連絡先：0234-26-5701

1 概況

(1) 降水量

○総降雨量（7/24 00:00 から 7/27 24:00 まで）

・坂本（酒田市山元）	410.0mm
・酒田大沢（酒田市大蔵）	407.5mm
・白糸の滝（酒田市中野俣）	351.0mm
・酒田（酒田市亀ヶ崎）	305.0mm
・浜中（酒田市浜中）	214.0mm
・飛島（酒田市飛島）	88.0mm

○1時間降水量の期間最大値（7/24 00:00 から 7/27 24:00 まで）

観測地点	1時間降水量	起時	参考事項
酒田	86.0mm	7/25 9:34	S24.8.24の77.8mmを更新
酒田大沢	67.5mm	7/25 12:24	—
浜中	55.0mm	7/25 8:45	—

○3時間降水量の期間最大値（7/24 00:00 から 7/27 24:00 まで）

観測地点	3時間降水量	起時	参考事項
酒田	153.5mm	7/25 11:20	R2.9.4の146.5mmを更新
酒田大沢	130.0mm	7/25 12:30	—
浜中	110.0mm	7/25 10:50	—

○24時間降水量の期間最大値（7/24 00:00 から 7/27 24:00 まで）

観測地点	24時間降水量	起時	参考事項
酒田大沢	357.5mm	7/26 04:20	—
酒田	289.0mm	7/26 04:00	H23.8.18の179.5mmを更新

(2) 累加降水量の最大値

○主な観測地点における累加降水量の最大値（7/24 00:00 から 7/27 24:00）

観測地点（所在地）	累加降水量	降雨開始時刻	最大時間雨量
酒田大沢（酒田市大蔵）	407.5mm	7/24 6:00	49mm（7/25 08:00～09:00）
坂本（酒田市山元）	394mm	7/24 21:00	60mm（7/25 09:00～10:00）
田沢川ダム（酒田市山元）	368mm	7/24 22:00	56mm（7/25 21:00～22:00）
白糸の滝（酒田市中野俣）	333mm	7/24 21:00	39mm（7/25 09:00～10:00）

観測地点（所在地）	累加降水量	降雨開始時刻	最大時間雨量
酒田(酒田市上安町)	332mm	7/24 21:00	92mm(7/25 08:00～09:00)
臼ヶ沢(酒田市臼ヶ沢)	332mm	7/24 23:00	64mm(7/25 21:00～22:00)
山楯(酒田市山楯)	304mm	7/24 20:00	54mm(7/25 08:00～09:00)
酒田(酒田市亀ヶ崎)	294mm	7/24 20:00	71mm(7/25 08:00～09:00)
市条(酒田市市条)	293mm	7/24 20:00	47mm(7/25 08:00～09:00)
大蔵(酒田市大蔵)	269mm	7/24 6:00	50mm(7/25 08:00～09:00)
浜中(酒田市浜中)	206mm	7/24 15:00	50mm(7/25 08:00～09:00)
飛島(酒田市飛島)	74mm	7/24 19:00	18mm(7/25 11:00～12:00)

※山形県河川砂防情報システムより

- ・酒田大沢(酒田市大蔵)の累加降水量は、気象庁の資料より
- ・最大時間雨量は、1時間ごとの値の期間最大値

(3) 気象警報等発表状況

区 分	注意報	警 報	特別警報	警報に切替	注意報切替	解除
大 雨	7/24 19:47	7/25 08:15	7/25 12:55 7/25 23:40	7/25 20:10 7/26 05:50	7/26 21:32	7/27 20:16
洪 水	7/25 06:07	7/25 8:41	—	—	7/26 21:32	7/27 01:22

(4) 土砂災害警戒情報

警戒対象地域	発表	解除
酒田市北部（八幡地域）	7/25 08:27	7/26 15:25
酒田市南部（酒田、平田、松山地域）	7/25 08:35	7/26 15:25
酒田市飛島（離島）	—	—

(5) 線状降水帯の発生情報

次のとおり、山形地方気象台より、線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いていると気象情報あり。

①令和6年7月25日午後1時7分発表（顕著な大雨に関する山形県気象情報 第1号）

対象：庄内地方、最上地方

②令和6年7月25日午後10時47分発表（顕著な大雨に関する山形県気象情報 第2号）

対象：村山地方、庄内地方、最上地方

(6) 河川水位の状況

①最上川下流

	最上川下流（下瀬）				
	既定値	超過時刻	水 位	低下時刻	水 位
水防団待機水位	1.40m	7/25 13:20	1.43m	7/27 8:30	1.36m
氾濫注意水位	2.20m	7/25 16:30	2.21m	7/27 0:40	2.19m
避難判断水位	2.80m	7/25 18:50	2.82m	7/26 19:00	2.78m
氾濫危険水位	3.00m	7/25 19:30	3.02m	7/26 17:00	2.99m
時点最高水位	7/26 6:50		4.04m		

	最上川下流（白ヶ沢）				
	既定値	超過時刻	水 位	低下時刻	水 位
水防団待機水位	13.00m	7/25 14:50	13.15m	7/27 3:10	12.97m
氾濫注意水位	14.00m	7/25 15:50	14.07m	7/26 22:50	13.99m
避難判断水位	16.20m	7/25 23:10	16.20m	7/26 14:20	16.19m
氾濫危険水位	16.50m	7/25 0:10	16.53m	7/26 13:20	16.47m
時点最高水位	7/26 6:40		17.99m		

②荒瀬川

	荒瀬川（市条）				
	既定値	超過時刻	水 位	低下時刻	水 位
水防団待機水位	1.80m	7/25 8:35	1.83m	7/26 2:45	1.77m
氾濫注意水位	2.90m	7/25 9:20	2.93m	7/25 17:00	2.89m
避難判断水位	3.20m	7/25 9:30	3.22m	7/25 16:00	3.17m
氾濫危険水位	3.70m	7/25 10:10	3.72m	7/25 15:10	3.62m
時点最高水位	7/25 13:30		4.74m		

③日向川

	日向川（穂積）				
	既定値	超過時刻	水 位	低下時刻	水 位
水防団待機水位	3.10m	7/25 9:55	3.17m	7/25 20:10	3.07m
氾濫注意水位	4.30m	7/25 10:55	4.33m	7/25 17:40	4.28m
避難判断水位	4.90m	7/25 11:50	4.92m	7/25 16:25	4.86m
氾濫危険水位	5.60m	7/25 13:05	5.63m	7/25 15:25	5.59m
時点最高水位	7/25 13:40		6.20m		

④京田川

	京田川（十五軒）				
	既定値	超過時刻	水 位	低下時刻	水 位
水防団待機水位	4.00m	7/25 14:25	4.01m	7/27 4:00	3.99m
氾濫注意水位	4.60m	7/25 16:40	4.60m	7/26 18:40	4.59m
避難判断水位	5.10m	7/25 19:10	5.10m	7/26 12:10	5.09m
氾濫危険水位	5.30m	7/25 20:50	5.30m	7/26 9:00	5.29m
時点最高水位	7/26 3:10		5.44m		

⑤相沢川

	相沢川（石名坂）				
	既定値	超過時刻	水 位	低下時刻	水 位
水防団待機水位	2.30m	7/25 9:50	2.44m	—	— m
氾濫注意水位	3.70m	7/25 11:00	3.74m	—	— m
避難判断水位	5.40m	7/25 13:10	5.40m	—	— m
氾濫危険水位	5.89m	7/25 22:30	5.95m	—	— m
時点最高水位	7/26 1:00		6.89m		

※山形県河川砂防情報システムより（令和6年7月25日からの状況）

相沢川は、「7/26 5:10 水位 6.89m」の情報を最後に閉局

2 避難指示等の発令状況

- （１）大雨により土砂災害警戒情報が発表されたため、7月25日午前8時29分に「八幡地域、松山地域、及び平田地域」に警戒レベル4【避難指示】を発令。
- （２）酒田地域で浸水被害の危険が高まったため、午前11時12分に警戒レベル4【避難指示】を発令。これにより、酒田市全域に警戒レベル4【避難指示】の発令となった。
- （３）午後1時5分到大雨特別警報（浸水害）が発表され、その後に荒瀬川の越水の情報があったため、午後2時5分に「八幡地域」に警戒レベル5【緊急安全確保】を発令。
- （４）日向川の氾濫の情報があったため、午後7時5分に西荒瀬地区へ警戒レベル5【緊急安全確保】を発令。
- （５）京田川が氾濫危険水位を超過。午後9時40分に「広野地区、広栄町、京田、錦町」へ注意喚起のため警戒レベル4【避難指示】を再発令。
- （６）最上川が氾濫危険水位に達する可能性ありと情報。午後10時10分に「亀ヶ崎、港南、松原、十坂、宮野浦、新堀、中平田、南部、松嶺、内郷、南平田、砂越・砂越緑町」へ注意喚起のため警戒レベル4【避難指示】を再発令。
- （７）相沢川（石名坂観測所）で氾濫危険水位を超過したことと、田沢川ダムの放流予定ありと情報あり。10時55分に「相沢川流域の各地区、田沢川流域の各地区」へ注意喚起のため警戒レベル4【避難指示】を再発令。

- (8) 最上川右岸の遊摺部付近で越水の可能性があるため、7月26日 午前2時10分に、次の地区に警戒レベル5【緊急安全確保】を発令。なお、想定される越水の時刻は最速で午前2時50分頃。対象は、「亀ヶ崎、港南、松原、中平田、南部、松嶺、内郷、南平田、砂越・砂越緑町地区」。
- (9) 袖浦川に越水の危険があるため、午前2時58分に、「錦町1～5丁目」へ警戒レベル5【緊急安全確保】を発令。
- (10) 市内に発表されていた土砂災害警戒情報が7月26日午後3時25分に解除され、同日午後5時に市内の河川すべてが氾濫危険水位を下回ったことで、同日午後5時3分をもって、市内に発令していた警戒レベル5【緊急安全確保】、及び警戒レベル4【避難指示】を全て解除。

3 避難状況等

(1) 対象地区

①警戒レベル5【緊急安全確保】 → 7月26日午後5時3分に解除

- ・八幡地域の全域 1,888世帯 4,880人(男 2,336人 女 2,544人)
- ・西荒瀬地区 934世帯 2,347人(男 1,148人 女 1,199人)
- ・亀ヶ崎、港南、松原、中平田、南部、松嶺、内郷、南平田、砂越・砂越緑町地区
11,218世帯 16,283人(男 7,740人 女 8,543人)
- ・錦町1～5丁目 1,042世帯 2,361人(男 1,206人 女 1,155人)

②警戒レベル4【避難指示】 → 7月26日午後5時3分に解除

酒田地域、松山地域、及び平田地域(①警戒レベル5の地区を除く)

27,454世帯 68,788人(男 33,036人 女 35,752人)

※世帯数と人口は令和6年6月30日現在

(2) 避難所等の開設状況 0か所(令和6年9月29日(日) 18:00で全て閉鎖)

※西荒瀬コミセンを7/27 17:00に再開設

十坂コミセンを7/29 11:00に閉鎖

一條小学校を7/29 12:00に閉鎖

松嶺コミセンを8/20 18:35に閉鎖

西荒瀬コミセンを9/4 11:15に閉鎖

内郷コミセンを9/7 16:30に閉鎖

日向コミセンを9/15 17:10に閉鎖

大沢コミセンを9/23 7:30に閉鎖

一條コミセンを9/29 18:00に閉鎖

(3) 避難所等の最大開設数 63か所

※7/27 11:00に、十坂コミセンを新規で開設。7/25に袖浦川の越水により冠水した錦町住民の熱中症対策のため。

(4) 現在避難者数 0人(令和6年9月28日(土) 19:00で全員退所)

※停電していた大沢コミセンは7/31に復電。8/1以降からは、大沢コミセンの避難者数も含めている。

※指定避難所への避難者のほか、大沢地区等で150人程度の在宅避難

者、避難場所への自主避難者がいることを、訪問等により把握している。

(5) 最大避難者数 1,752人 (令和6年7月26日(金) 4:00時点)

- (6) そ の 他
- ・ 7/28～7/30 に、日本海病院のDMAT【災害派遣医療チーム】2班が、各避難所を巡回し避難所のアセスメントを実施
 - ・ 7/29 から 8/6 まで、DHEAT【災害時健康危機管理支援チーム】が、八幡支所を拠点に支援
 - ・ 8/1 から 8/31 に、日本赤十字社山形県支部「こころのケア班」が活動（傾聴活動等）
 - ・ 8/15 から週1回、やまがたJ R A T（県災害リハビリテーション推進協議会）が各避難所を巡回（終了）
 - ・ 8/6～8/9 から県栄養士会による栄養指導（戸別訪問、避難所訪問）
 - ・ 市保健師が中心となり訪問活動。平日16時から、保健所、総合支所とミーティングを実施（継続中）
 - ・ 8/25 に酒田地区歯科医師会が一條コミセン、内郷コミセンを訪問

4 災害救助法の適用

次のとおり、本市に対し、災害救助法の適用が決定。

適用年月日：令和6年7月25日

被害の状況等：令和6年7月25日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。

備 考：災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

5 被災者生活再建支援法の適用

次のとおり、本市に対し、被災者生活再建支援法の適用が決定。

決 定 日：令和6年8月23日

発 生 日：令和6年7月25日

備 考：被災者生活再建支援法施行令第1条第2号適用
(本市における住宅被害 全壊が10以上)

6 激甚災害の指定

次のとおり、「令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布・施行。

閣 議 決 定：令和6年9月6日

公 布 ・ 施 行：令和6年9月11日

災 害 名：令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害
(※令和6年梅雨前線による災害)

7 被害状況（暫定版）

（１）人的被害 ○死者 1名（86歳 女性）

（経過）

- ・7/25（木） 10：30頃に自宅より避難途中で行方不明
- ・7/27（土） 八幡地域での行方不明者の報を受け捜索開始。以降、自衛隊、警察、消防、消防団等で捜索を実施
- ・7/31（水） 酒田警察署で、13：50頃に上青沢地内の三保六（さぶろく）橋付近にて行方不明の女性らしき人物を発見
- ・8/7（水） 酒田警察署より、DNA鑑定等を進めた結果、行方不明の女性と発表あり

（２）住宅等被害 ○災害に係る住家の被害認定調査件数（令和6年10月29日現在）

- ・調査対象 2,269件
- ・調査済件数 2,268件 ~~（一次調査の判定）~~

<住家被害認定調査 ~~（速報値）~~>

（単位：件）

調査済	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊 (床下浸水)	被害なし	その他 (非住家 等)
<u>2,268</u>	13	<u>15</u>	31	<u>182</u>	<u>48</u>	<u>504</u>	<u>1,069</u>	<u>406</u>

※調査対象エリアを設定し、面的に調査しているため、罹災証明の発行件数とは異なります。

調査実施区域：市街地の一部、西荒瀬地区の一部、八幡地域の一部、松山地域の一部、平田地域の一部

（参考）山形県災害報告取扱要領による報告値

（単位：件）

調査済	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	被害なし	その他 (非住家 等)
<u>2,268</u>	13	<u>228</u>	<u>48</u>	<u>504</u>	<u>1,069</u>	<u>406</u>

○建物浸水情報 298（床上 70 床下 218 判別不明 10）

- ・個別に報告があった浸水情報 51（床上 30 床下 11 判別不明 10）

※個別に寄せられた情報の積み上げ

- ・西荒瀬地区の建物浸水状況 247（床上 40戸 床下 207戸）

※コミ振からの情報。上段は住居用のみ。その他、小屋等浸水多数

- ・袖浦川の越水により、錦町の浸水が約 50 件 ~~（ほどある様子（未確認））~~

- ・八幡地域（荒町）の市営アパート 12 棟が浸水 ~~（床上1棟 床下11棟）~~

~~※床上か床下かは現在確認中。~~

- ・十坂コミセンの入口冠水

- ・八幡地域の一統地区、観音寺地区、大沢地区で広範囲に浸水 ~~（床上か床下かは現在確認中）~~

- ・松山地域の内郷地区で浸水 ~~(床上か床下かは現在確認中)~~
- ・平田地域の南平田地区と砂越・砂越緑町地区で浸水 (床上 1 棟、床下 2 棟)
- ・~~その他、確認中~~

- (3) 観光施設
- ・家族旅行村の水位計 落雷による機器の故障 1 (施設運営に影響なし)
 - ・ゆりんこの敷地で一部土砂崩れ

- (4) 市道関係 ○被災市道 102

<地域別の状況>

(令和 6 年 10 月 9 日現在)

路線	被災路線数	被災箇所数	通行可	通行止め	片側交互通行
酒田地域	7	13	3	10	0
八幡地域	51	119	41	68	10
松山地域	9	11	6	5	0
平田地域	35	88	44	41	3
合計	102	231	94	124	13

※「被災箇所数」以外の単位は、「路線」数

※「通行可」は仮復旧を含む

<被災の状況>

(令和 6 年 10 月 9 日現在)

原因	倒木・ 流木	道路崩 壊・陥没	舗装 損傷	法面・路 肩崩壊	護岸崩 壊・洗堀	擁壁崩 壊	土砂堆 積	橋	安全施設 (柵等)破損	水路閉 塞・破損
290	15	41	17	95	8	6	55	11	15	27

※同一路線で、複数の被災がある路線あり

○道路冠水 443

- ・その他、確認中

- (5) 国・県道関係 ○国道 344 号 道路陥没等の被害多数あり

- ・八幡保育園前交差点から、最上地方方面にかけ全面通行止め

→ 10/25 に、一部の規制 (片側交互通行、幅員規制) はあるものの、
全区間の応急復旧が完了

(応急復旧の経過)

- ・ 7/30 石田橋付近の迂回路が完成 (片側交互通行)
- ・ 7/31 中台橋付近の迂回路が完成
- ・ 8/ 9 中台橋東側の応急復旧の完了 (片側交互通行)

~~※地区住民及びライフライン復旧のための車両等により通行可能~~

- ・ 9/30 観音寺から北青沢の区間について、応急復旧が完了 (片側交互通行)

・10/25 北青沢から真室川町差首鍋の区間について、応急復旧が完了（片側交互通行、幅員規制あり）

※峠区間は引き続き幅員規制（幅 2.2m）があり、積載量が 4 t を超えるトラック等や大型バスは通行不可

（６）橋梁関係

○落橋 2

- ・市道日湯線 小平沢橋（下青沢地内）
- ・市道村北鹿島線 谷地田橋（北俣・中野俣地内）

（７）林道関係

○被災林道 52 路線、95 か所被災（精査中）

- ・林道山楯線崩壊

（８）農道関係

○被災農道 76

- ・南麓に向かう道路（1 号線）の法面崩壊
- ・山谷農免農道の法面崩落（北俣地内） $L=30m \times H=10m$
- ・鳥海南麓第 5 号幹線農道の法面崩落（北沢地内） $L=100m \times H=20m$
- ・農道の法面崩落（泥沢地内） 約 9m にわたり崩落
- ・農道の法面が洗堀し空洞化（大蔵地内） 2 か所
- ・農道に倒木（大蔵地内） 山腹の山林が倒れて農道を全面に塞いでいる
- ・農道に倒木（大蔵地内） 山腹の山林が倒れて農道の一部を塞いでいる
- ・基幹農道二タ子線の法面崩落、道路路面陥没、土砂崩れ等（大蔵地内）
- ・農道の法面崩落（茗ヶ沢地内） 法面が崩落し、土砂で農道を塞いでいる
 $W=6m \times H=4m$
- ・過疎基幹農道線升田の法面崩落、道路路面陥没
- ・ふるさと緊急農道線升田（升田地内）の路面に土砂崩れによる土砂流入
- ・農道草津線（草津地内）への農業用ファームポンドの土砂崩れ及び水路への土砂流入
- ・農道草津線（草津地内）への土砂崩れ
- ・農道下黒川線に倒木（下黒川地内）
- ・農道下黒川線（下黒川地内）への土砂崩れ及び路面陥没
- ・その他、確認中

（９）河川関係

- ・荒瀬川が溢水（上青沢地内 1 か所、大蔵地内 1 か所、常禅寺地内 1 か所、大豊田地内 2 か所）
- ・日向川が溢水（穂積地内 1 か所） 護岸損傷（左岸）あり
→ 8/12 県庄内総合支庁で大型土のうを設置し、応急対応済み
- ・境川が溢水（横代地内 1 か所）
- ・竹田川が溢水（竹田地内 1 か所）
- ・鈴川が溢水（山寺地内 1 か所）
- ・袖浦川が溢水（坂野辺新田・宮野浦地内 1 か所、広野地内 1 か所）
- ・その他の被災河川（市管理分） 29

<地域別の状況>

(令和6年10月9日現在)

市管理河川	被災河川数	被災箇所数	備 考
酒田地域	1	5	
八幡地域	10	43	
松山地域	7	13	
平田地域	12	23	
合計	30	84	

(10) ライフライン（上水道） ○八幡地域で断水発生

(最大断水軒数約 1,011 軒、全軒解消済み。)

- ・大沢地区（大蔵、上青沢、北青沢、下青沢）、常禅寺地区、麓地区の一部 252 軒

9/3 17:00 時点で仮復旧済み。

- ・観音寺地区（観音寺、山根、荒町、観音寺、小泉、大久保、塚淵、芹田、北仁田、橋本、福山、新出地区） 約 759 軒

→ 7/27 12:30 時点で仮復旧済み。

○平田地域で断水発生

(最大断水軒数約 67 軒 全軒解消済み)

- ・田沢地区（小林、山元、西坂本地区） 56 件

→ 7/27 13:00 時点で仮復旧済み

- ・中野俣地区（円能寺） 11 軒

→ 8/1 19:00 時点で仮復旧済み。

(下水道) ○八幡浄化センター（1 階）が水没

9/7 仮設運転実施

○松山浄化センター（1 階）が水没

8/15 仮設運転実施

○青沢地区農業集落排水処理施設（地階）が水没

8/9 仮復旧済み

(11) ライフライン（ガス・電気等） ・酒田、八幡、松山地域の広範囲で停電あり。

最大停電戸数は 3,353 戸（令和6年7月25日 23 時）

8/1 に全ての地域で復旧済み。

(12) 公園等

- ・東平田さくら公園 法面一部崩落
- ・最上川下流緑地 日陰だな崩壊等
- ・舞鶴公園 照明灯及び舗装破損
- ・小泉中央公園 広場洗堀、土砂堆積等
- ・荒町公園 土砂堆積
- ・臼ヶ沢農村公園 フェンス破損
- ・松山河川運動公園 流木堆積
- ・松山多目的運動広場への土砂崩れ（山寺地内）
- ・眺海の森グラウンドへの土砂崩れ（田沢地内）

- ・外山キャンプ場の管理用道路の洗堀（外山越地内）
- (13) 学校
 - ・学校施設 雨漏り 1、落雷、停電等による機器の故障 3
 - ※7/26 全校休校
- (14) 保育園
 - ・八幡保育園 園庭に土砂流入、施設の床上浸水（約 1cm）、柵の破損等
 - ・小鳩保育園 園庭及び園舎に床下浸水（正面玄関まで浸水したが、保育室等には浸水被害なし）、園庭遊具（丸太）の移動
 - ・北平田保育園 雨漏り被害 2 か所
 - ・みなと保育園 落雷により火災受信機故障
 - ※7/25 7 園休園、学童 1 箇所のみ開所
- (15) 福祉施設
 - ・市内子育て支援センター閉鎖（酒田、八幡、松山、平田）
 - ・介護施設 浸水による機器の故障等 7、落雷による機器の故障 1
- (16) 農業
 - 農作物等の被害（令和 6 年 9 月 26 日現在）
 - ①農作物（浸水、冠水、土砂流入、樹体被害） 合計 5,319ha
 - 水稲 4,970ha、大豆 284ha、日本なし 27ha、枝豆 10ha、オクラ 0.1ha、ミニトマト 0.9ha、メロン 0.3ha、アスパラガス 1.3ha、ねぎ 6.6ha、ぶどう 1.7ha、菊 3.5ha、トルコキキョウ 0.03ha、飼料作物等 14.8ha、牧草、WCS
 - ※大沢地区の被害は未反映
 - ②農業施設（浸水）
 - 農業用ハウス、カントリーエレベーター（松山地域）、畜舎、農作業小屋
 - ③農業用機械（浸水、冠水）
 - 機械類多数、無人ヘリコプター 2 機
 - 農地の被害 143、水路 128、その他 35（頭首工、揚水機場他）
 - ・生石地区で畑の段崩れ（前段の被害を含む）
 - ・八幡地内で水田に冠水（前段の被害を含む）
 - ・その他、確認中
- (17) 山林
 - 八幡地域
 - ・土砂流出と河川氾濫の複合要因によるもの 常禅寺地内、北青沢地内
 - ・土砂災害警戒区域で地滑り発生 升田地内 1 か所
 - ・土砂災害警戒区域から土砂流出 常禅寺地内 1 か所、下青沢地内 2 か所、大蔵地内 1 か所、上青沢地内 1 か所、新出地内 2 か所、下黒川地内 1 か所
 - ・土砂災害警戒区域急傾斜地の崩壊及び土砂崩れ 南平沢地内 1 か所、寺田地内 2 か所、大蔵地内 1 か所、上青沢地内 2 か所、北青沢地内 1 か所、新出地内 3 か所、下黒川地内 2 か所、上黒川地内 1 か所
 - ・河川砂防課へ対応依頼、情報提供をおこなったもの 寺田地内（宅内への土砂流入）、上青沢地内（擁壁と擁壁の間より宅地へ土砂流入）、下黒川地内（宅地への土砂流入）、新出地内（宅内への土砂流入）
 - ・土砂災害警戒区域外での土砂崩れ（法面崩落含む） 市条地内 1 か所、

麓地内 2 か所、常禅寺地内 2 か所、下青沢地内 3 か所、大蕨地内 7 か所、
上青沢地内 3 か所、北青沢地内 3 か所、新出地内 2 か所、下黒川地内 6
か所、草津地内 4 か所、升田地内 2 か所、赤剥 1 か所、泥沢地内 3 か所

○平田地域

- ・土砂災害警戒区域で地滑り発生 山楯地内 1 か所、楯山地内 1 か所、山
元地内 3 か所、田沢新田地内 1 か所、北俣地内 1 か所
- ・土砂災害警戒区域から土砂流出 山楯地内 1 か所
※住宅等への被害なし。県庄内総合支庁河川砂防課へ対応依頼済み
- ・土砂災害警戒区域急傾斜地の崩壊及び土石流 北俣地内 1 か所
- ・平田地域で地滑り発生 西坂本地内 1 か所、北俣地内 2 か所、山元地
内 1 か所
- ・住宅法面一部崩落 山元地内 1 か所（※空き家）
- ・宅地内への土砂流入 楯山地内 1 か所

○松山地域

- ・土砂災害警戒区域で土砂崩れ発生 大沼新田地内 1 か所
- ・土砂災害警戒区域急傾斜地の崩壊及び土砂崩れ 臼ヶ沢地内 1 か所、引
地地内 1 か所
※住宅等への被害なし。県庄内総合支庁河川砂防課へ対応依頼済み
- ・松山地域で土砂崩れ 引地地内 2 か所
- ・成沢川砂防流路閉塞（成興野地内） 流路詰まり L=20m
- ・その他、確認中

(18) ため池

○ため池の被害 3

- ・ため池（道栄堤）堤体崩壊（土淵地内）
- ・ため池（餅山堤 1）法面崩壊（下餅山地内）
- ・大ため池周辺遊歩道路肩崩落（山寺地内）

(19) 飛島

- ・県道に倒木（法木地区） 1 → 7/26 に撤去済み。
- ・その他の被害は確認できず。

(20) その他

- ・法定外道路の浸食（水路増水に伴い道路路面中央が掘削） 平田地域の
三栗谷地内 1 か所
- ・法定外道路の崩落（河川増水に伴う崩落） 平田地域の田沢地区 1 か所
- ・るるんバス、デマンドタクシーの運転見合わせ（7/25 の午後）
- ・家の裏の庭に流木
- ・空港レンタカー駐車場（市営駐車場）の西面法面の崩れ
- ・その他、確認中

8 被害額（暫定額） 約 150.68 億円

（１）公共土木施設関係（令和6年9月末現在）

①公共土木施設災害復旧事業分（道路・河川・橋梁）

区 分	被災数（箇所）	被害総額（億円）
道 路	43	約 8.72
河 川	29	約 7.27
橋 梁	6	約 9.16
合 計	78	約 25.15

※山形県発表被害額（R6.10.23 現在）の内数と一致

②単独事業

区 分	被災数（箇所）	被害総額（億円）
道 路	173	約 1.73
河 川	50	約 0.73
合 計	223	約 2.46

③公共土木施設災害復旧事業分（上・下水道）

区 分	被災数（箇所）	被害総額（億円）
上水道施設	2	約 15.20
下水道施設	2	約 16.50
合 計	4	約 31.70

※山形県発表被害額（R6.10.23 現在）の内数と一致

（２）農林水産関係

区 分	被災数	被害総額（億円）	備考（現在日）
農作物	5,319ha	約 34.64	令和6年10月17日
農業用機械	467 件	約 5.46	令和6年10月17日
農業施設等（ハウス・畜舎等）	4.69ha	約 1.14	令和6年10月17日
農地・農道・土地改良施設	385 件	約 41.86	令和6年9月末
林道関係	52 路線	約 8.27	令和6年9月末
合 計	二	約 91.37	

※農作物の被害は、大沢地区を除く

9 市の対応

7/25（木）	08：00	第1警戒配備（危機管理課、土木課、及び各総合支所）
	08：29	警戒レベル4【避難指示】を発令（八幡地域、松山地域、及び平田地域）
	08：40	第1非常配備

		災害対策本部設置
	09 : 30	災害対策本部会議（第 1 回）
	11 : 12	警戒レベル 4【避難指示】を発令（酒田地域） ※対象を市内全域に拡大
	11 : 30	災害対策本部会議（第 2 回）
	14 : 05	警戒レベル 5【緊急安全確保】を発令（八幡地域）
	15 : 33	陸上自衛隊への派遣要請（受理）の連絡あり
	16 : 45	災害対策本部会議（第 3 回）
	21 : 40	京田川の水位上昇による注意喚起のため警戒レベル 4【避難指示】を再発令（広野地区、広栄町、京田、錦町）
	22 : 10	最上川の水位上昇による注意喚起のため警戒レベル 4【避難指示】を再発令（亀ヶ崎、港南、松原、十坂、宮野浦、新堀、中平田、南部、松嶺、内郷、南平田、砂越・砂越緑町）
	22 : 55	相沢川の水位上昇及び田沢川ダムの放流による注意喚起のため警戒レベル 4【避難指示】を再発令（相沢川流域の各地区、田沢川流域の各地区）
7/26（金）	02 : 10	警戒レベル 5【緊急安全確保】を発令（亀ヶ崎、港南、松原、中平田、南部、松嶺、内郷、南平田、砂越・砂越緑町地区）
	02 : 58	警戒レベル 5【緊急安全確保】を発令（錦町 1 ～ 5 丁目）
	05 : 00	災害対策本部会議（第 4 回）
	10 : 30	災害対策本部会議（第 5 回）
	16 : 00	災害対策本部会議（第 6 回）
	17 : 03	市内に発令していた、警戒レベル 5【緊急安全確保】、及び警戒レベル 4【避難指示】を全て解除
	19 : 30	災害対策本部会議（第 7 回）
7/27（土）	09 : 00	行方不明者（八幡地域）の対応開始
7/28（日）	08 : 00	災害対策本部会議（第 8 回）
7/29（月）	08 : 30	災害対策本部会議（第 9 回）
	17 : 00	災害対策本部会議（第 10 回）
7/30（火）	10 : 00	全議員勉強会
	17 : 00	災害対策本部会議（第 11 回）
7/31（水）	17 : 00	災害対策本部会議（第 12 回）
8/ 1（木）	17 : 00	災害対策本部会議（第 13 回）
8/ 2（金）	17 : 00	災害対策本部会議（第 14 回）
8/ 3（土）	17 : 00	災害対策本部会議（第 15 回）
8/ 5（月）	16 : 00	災害対策本部会議（第 16 回）
8/ 6（火）	16 : 00	災害対策本部会議（第 17 回）
8/ 7（水）	16 : 00	災害対策本部会議（第 18 回）
8/ 8（木）	16 : 00	災害対策本部会議（第 19 回）
8/ 9（金）	16 : 00	災害対策本部会議（第 20 回）
8/12（月）	16 : 00	災害対策本部会議（第 21 回）

8/14 (水)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 2 2 回)
8/16 (金)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 2 3 回)
8/20 (火)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 2 4 回)
8/23 (金)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 2 5 回)
8/25 (日)	9 : 00	大雨災害による犠牲者慰霊及び被災地復旧状況の視察等
8/26 (月)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 2 6 回)
8/29 (木)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 2 7 回)
9/ 2 (月)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 2 8 回)
9/ 5 (木)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 2 9 回)
9/ 9 (月)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 3 0 回)
9/12 (木)	16 : 15	災害対策本部会議 (第 3 1 回)
9/17 (火)	17 : 00	災害対策本部会議 (第 3 2 回)
9/19 (木)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 3 3 回)
9/24 (火)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 3 4 回)
9/26 (木)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 3 5 回)
9/29 (日)	18 : 00	避難所から全ての避難者が全員退所したことにより、全ての避難所を閉鎖
9/30 (月)	16 : 00	災害対策本部会議 (第 3 6 回)
	16 : 24	災害対策本部を廃止
		以降は、災害復興本部を設置し、対応 <u>中として行く</u>

10 他自治体からの応援状況 ※令和 6 年 8 月 29 日 (木) 9 : 00 現在

(1) 被災家屋等の被害認定調査 (業務所管課 : 税務課) 48 人

- ・山形県職員 10 人 (8/7~11、8/13~16)、寒河江市 2 人 (8/7~11、8/13~16)、朝日町 2 人 (8/7~11)、村山市 1 人 (8/7~11)、尾花沢市 1 人 (8/7~11、8/13~16)、長井市 1 人 (8/7~11)、三川町 1 人 (8/7~11)、三川町 2 人 (8/13~16)、山形市 2 人 (8/13~16)、山辺町 1 人 (8/13~16)、中山町 1 人 (8/13~16)、東根市 1 人 (8/13~16)、米沢市 1 人 (8/13~16)、川西町 1 人 (8/13~16)、飯豊町 1 人 (8/13~16)、宮城県大崎市職員 2 人 (8/7~10、8/14~16)、東京都武蔵野市 2 人 (8/14~23)、富山県南砺市 1 人 (8/15~23)

(2) 応急修理の受付及び建築確認審査業務 (業務所管課 : 建築課) 12 人

- ・山形県職員 1 人 (8/19~9/13)、東京都北区 2 人 (8/13~20、8/20~28、9/8~14、9/15~21、9/22~26)、山形県職員 1 人 (9/30~10/11)

(3) 公営住宅・賃貸仮設住宅の受付と相談 (業務所管課 : 建築課) 及び罹災証明に係る相談受付業務 (業務所管課 : 市民課) 4 人

- ・村山市 1 人 (8/13~16)、尾花沢市 1 人 (8/19~23)、白鷹町 1 人 (8/26~30)、中山町 1 人 (9/2~6)

(4) 酒田市全域の山林・林道災害の被災状況確認 (業務所管課 : 農林水産課) 54 人

- ・山形県庄内総合支庁 54 人 (7/31~8/9)

- (5) 災害ボランティアセンター運営支援・ニーズ調査（業務所管課：こども未来課） 13 人
 ・岩手県平泉町 2 人（8/7～13、8/14～20、8/21～28）、千葉県酒々井町 2 人（8/19～24）、東京都武蔵野市 2 人（8/27～9/1）、東京都武蔵野市 1 人（9/2～8）、東京都武蔵野市 2 人（9/9～15）
- (6) 災害マネジメント業務（業務所管課：危機管理課） 2 人
 ・宮城県大崎市 2 人（8/7～10）
- (7) 避難所運営業務（業務所管課：人事課） 9 人
 ・村山市 1 人（8/14～18）、米沢市 1 人（8/14～18）、三川町 1 人（8/19～25）、三重県南伊勢町 2 人（8/7～19、8/19～25）、千葉県酒々井町 2 人（8/14～19）
- (8) 農地・土地改良施設の被害調査（業務所管課：農林水産課） 14 人
 ・山形県職員 6 人（7/31～8/9）、山形県職員 2 人（9/17～）、農林水産省職員（MAFF-SAT）1 人（9/17～）
 ・山形県職員 2 人（9/24～12/20）、農林水産省職員 1 人（9/24～12/20）、岩手県職員 1 人（9/24～12/20）、新潟県職員 1 人（9/24～12/20）
 ※査定終了後に一旦派遣終了。その後、設計に向けた体制を整えて再開。
- (9) 応急給水支援業務（業務所管課：上下水道部管理課） 2 人
 ・鶴岡市 2 人（7/26）

1.1 市の主な支援

(1) 大雨災害に関する相談窓口の設置

【被災者支援案内窓口】

被災者支援用の案内窓口で、被災者ハンドブックや主要支援制度チラシや申請書の配付、申請する各課の案内を行っています。

- ・八幡総合支所 1 階 月・水・金曜日 午前 9 時～~~12 時午後 4 時 30 分~~
（10 月 18 日（金）から当面の間）

（被災者支援案内窓口開設の経過）

- ・市役所 1 階 市民課前特設窓口 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
職員を配置しての対応は 9 月 27 日（金）で終了。9 月 30 日（月）から 11 月 1 日（金）までは無人化で対応。

（無人化での対応内容）

- ①制度及び各担当部署 案内の表示
- ②被災者ハンドブックや主要支援制度チラシや申請書の設置
- ・八幡総合支所 1 階 月・水・金曜日 午前 9 時～午後 4 時 30 分 **【時間短縮し開設中】**
- ・松山総合支所 1 階 火・木曜日 午前 9 時～午後 4 時 30 分 **【10 月 3 日（木）で終了】**

【各種相談先】

①総 合 相 談

- ・まちづくり推進課 市役所 2 階 TEL：26-5771

・八幡総合支所 1 階 TEL : 64-3111

・松山総合支所 1 階 TEL : 62-2611

※総合窓口では、以下の②～⑩以外の相談を受付受け付けます。

②罹災証明申請 市民課 市役所 1 階 TEL : 26-5723
※申請は、八幡・松山・平田の各総合支所でも受付します。

③市公営住宅・住まいに関する支援制度 建築課 市役所 5 階
・市公営住宅 TEL : 26-5747
・住まい TEL : 26-5748

八幡総合支所 月・水・金曜日 午前 9 時～12 時（当面の間）

~~松山総合支所 火・木曜日 午前 9 時～4 時 30 分（当面の間）~~

④生活家電購入補助 危機管理課 市役所 4 階 TEL : 26-5701

⑤被災者生活再建支援制度、貸付金 地域福祉課 市役所 1 階 TEL : 26-5424

⑥農業被害 農政課 市役所 2 階 TEL : 26-5752

農林水産課 市役所 2 階 TEL : 26-5754

松山総合支所産業係 TEL : 62-2611

平田総合支所産業係 TEL : 52-3111

八幡総合支所産業係 TEL : 64-3111

※当面の期間、「八幡総合支所管内」の方は、農政課または農林水産課にお問い合わせください。

⑦ごみの処分 環境衛生課 広栄町三丁目 133 TEL : 31-0933

⑧土砂回収 土木課 市役所 5 階 TEL : 26-5741

⑨支援物資・寄付の受入 地域福祉課 市役所 1 階 TEL : 26-5730

⑩災害ボランティア 災害ボランティアセンター

八幡タウンセンター（観音寺字寺ノ下 41 番地） 8/20 から 10/31 まで

相談受付 全日 午前 9 時～午後 4 時

参加者用 TEL : 080-6879-9492

被災者用 TEL : 080-6879-9490

※令和 6 年 11 月 1 日（金）からは、「酒田市被災者生活支援・地域支え合いセンター」に移行（業務を引き継ぎ）します。

※記載のない項目の相談対応は、平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

（２）災害ごみの仮置き場の設置

・開設期間 令和 6 年 7 月 28 日（日） 13 : 00～16 : 00

令和 6 年 7 月 29 日（月） から 11 月 4 日（月）まで 9 : 30～16 : 00

令和 6 年 11 月 5 日（火）以降 9 : 00～16 : 30（平日のみ）

※発災から相当期間が経過し、災害廃棄物の搬出作業も一定程度の進捗が見

~~られることから、各災害ごみ仮置き場について、閉鎖または規模縮小します。
※各災害ごみ仮置き場は当面毎日開設しますが、搬出作業のため一時閉鎖する場合があります。その際は、市ホームページ等でお知らせします。~~

・設置場所

①酒田地域 【事前予約制】

- ・酒田市広栄町 3 丁目 133 番地（広栄町資源ステーション北側）

※搬入の際は、罹災証明書のご提示をお願いします。

②八幡地域 【閉鎖】

- ・酒田市麓字緑沢 20-1（旧八幡斎場跡地）

→ 11 月 4 日（月）午後 4 時で閉鎖

（設置場所の経過）

①酒田地域

- ・酒田市広栄町 3 丁目 133 番地（広栄町資源ステーション北側）

→ 持ち込み量と件数が少ないため、人員を配置しての受付を終了します。8 月 8 日（木）からは、持ち込みを希望される場合は、事前に市環境衛生課（TEL：0234-31-0933）までご連絡ください。

→ 11 月 5 日（火）からは平日のみの受け入れに変更

- ・酒田市宮海字新林 400 番地（旧酒田工業高校跡地）

→ 9 月 8 日（日）で一般受付を終了。

②八幡地域

- ・酒田市市条字村ノ前 25 番地の 3（一條コミュニティセンター敷地内）

→ 持ち込まれたごみの量が多く、搬出の作業を並行して行うことが困難なため、8 月 6 日（火）で閉鎖しました。

- ・酒田市麓字緑沢 20-1（旧八幡斎場跡地）

※8 月 8 日（木） 9：30 に開設 → 11 月 4 日（月）午後 4 時で閉鎖

③松山地域

- ・酒田市相沢字道北 92 番地（ニュートラック松山第四駐車場）

※7 月 29 日（月） 11：00 に開設

→ 持ち込まれたごみの量が多く、搬出作業に時間を要するため、ニュートラック松山第三駐車場に移設しました。

- ・酒田市相沢字道北 92 番地（ニュートラック松山第三駐車場）

※8 月 16 日（金）に開設（第四駐車場から移設）

→ 9 月 8 日（日）で一般受付を終了。

（3）罹災証明書

洪水、崖崩れ、地震、津波、地滑りなどの自然現象で、被害を受けた方が保険金の支払いや公的な支援を受けたりするときに必要な証明書。申請受付後、市の職員等が被害状況の調査を行い、被害の程度により全壊（50%以上）、大規模半壊（40%以上、50%未満）、中規模半壊（30%以上、40%未満）、半壊（20%以上、30%未満）、準半壊（10%以上、20%未満）、準半壊に至らない一部損壊（10%未満）の 6 段階で診断を行い、証明書を発行します。

- ・受付開始 令和 6 年 7 月 29 日（月） 13：00 から
- ・受付場所 ①酒田市役所市民課
②八幡総合支所市民係
③松山総合支所市民係
④平田総合支所市民係
- ・被害対象 住家
- ・申請期限 令和 6 年 7 月 25 日に発生した大雨による罹災証明書の申請受付は、10 月 31 日（木）です。→ 11 月 29 日（金）まで延長します。

※住家以外の、物置や店舗などの非住家の場合や、申請期限を超えた場合は、「罹災届出証明書」を発行します。「罹災届出証明書」は、被害を受けた事実を市に届け出たことの証明で、被害の原因・程度を証明するものではありません。

※7/30（火） 10:00 から、市税務課で被害認定調査を開始しています。

8/ 6（火） 午後から、調査本部を平田相互支所に移転。

8/ 7（水） 他自治体からの応援職員の協力のもと、8/7 から最大 14 班体制で調査開始。

＜ご協力いただいた自治体＞

山形県職員 10 人（8/7～8/11、8/13～8/16）、県内市町村職員 8 人（8/7～8/11）、県内市町村職員 13 人（8/13～8/16）、宮城県大崎市 2 人（8/7～8/10、8/14～8/16）、東京都武蔵野市 2 人（8/14～8/23）、富山県南砺市 1 人（8/15～8/23）

※罹災証明申請件数 603 件のうち、調査実施済件数 576 件（令和 6 年 10 月 29 日現在）

~~調査済み件数が罹災証明申請件数よりも多い理由は、同一所有者または同一敷地に住家が複数あったため。~~

（４）災害ボランティアセンターの設置

酒田市災害ボランティアセンターを、令和 6 年 8 月 20 日から八幡地域に移転しました。

令和 6 年 11 月 1 日（金）からは、「酒田市被災者生活支援・地域支え合いセンター」に移行（業務を引き継ぎ）します。

- ・名 称 酒田市災害ボランティアセンター（社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会）
- ・所 在 酒田市観音寺字寺ノ下 41 番地 八幡タウンセンター内（8 月 20 日から 10 月 31 日まで）
（酒田市飛鳥字契約場 35 ひらたタウンセンター内（8 月 19 日まで））
- ・設 置 日 令和 6 年 7 月 27 日（土）
- ・活動開始日 令和 6 年 7 月 30 日（火）
- ・内 容 ①個人宅や避難場所等における被災者の状況調査・被災者ニーズの把握（7/27～）
②ボランティアが支援を行う被災者ニーズを判断し関係機関などへの情報の提供
③各種広報媒体等によるボランティア活動希望者への情報発信
④災害ボランティア活動を支援する物資の確保

【酒田市被災者生活支援・地域支え合いセンター】

- ・所 在 酒田市地域福祉センター内（新橋二丁目1番地の19）
- ・運 営 社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会（酒田市受託事業）
- ・設 置 日 令和6年11月1日（金）
- ・業務内容 ①個別訪問による現況等の調査及び支援方針の作成
 - ・ ニーズ把握と課題に応じた支援方針の検討②見守り、相談支援等
 - ・ 巡回訪問等を通じた見守り、声かけ
 - ・ 日常生活に関する相談支援、生活支援、情報提供③専門機関等へのつなぎ
 - ・ 専門機関、関係支援機関へのつなぎ④コミュニティづくりの支援
 - ・ サロン活動など、被災住民同士や被災者と避難先住民との交流
 - ・ 地域情報の提供⑤被災者とボランティアのマッチング

（５）風呂の提供

大雨災害で被災された方を対象に、八森温泉ゆりんこ・アイアイひらたの入浴料を無料として入浴支援します。

- ・期 間 令和6年7月29日（月）から当面の期間
- ・利用時間 八森温泉ゆりんこ 午前6時30分～午後9時（第2・第4火曜日休）
湯の台温泉鳥海山荘 午前11時～午後9時（入浴時間）
アイアイひらた 午前8時30分～午後8時30分（毎週木曜日休）
- ・利用方法 フロントで必要書類を記入

（６）市税及び国民健康保険税に関すること

風水害などで被害を受けた場合は、法人市民税の申告等期限の延長や、被害の程度により市税及び国民健康保険税を減免する制度があります。受け付けは市税務課です。

①災害による法人市民税の申告等の期限延長

災害その他やむを得ない理由により、申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）または納付もしくは納入に関する期限までにこれらの行為をすることができない場合に、申告等の期限延長（災害がやんだ日から2か月以内）の指定を受けることができます。

②市税及び国民健康保険税の災害による減免制度

火災や風水害、震災などで被害を受けた場合、その被害の程度に応じて市税及び国民健康保険税を減免する制度が設けられています。

令和6年7月25日からの大雨による災害で被災された方の市税等の減免申請については、税務課で受け付けています。

(臨時窓口の開設状況 ※現在は終了しています)

~~また~~次のとおり、八幡総合支所と松山農村環境改善センターに臨時窓口を開設しました。

・八幡総合支所

令和6年9月26日(木)～9月28日(土) 9時30分～16時

・松山農村環境改善センター 多目的ホール

令和6年9月29日(日)～10月1日(火) 9時30分～16時

※臨時窓口では、次の保険料等の減免申請の受付も行います。

介護保険料、介護サービス利用者負担金、国民健康保険入院一部負担金、国民年金保険料(9月28日と29日は除く)、後期高齢者医療保険料及び一部負担金

③市税及び国民健康保険税の猶予制度

納税者又は特別徴収義務者が、市税及び国民健康保険税を納期限までに納められない特別な事情がある場合は、その具体的な事情に応じて、申請により徴収を緩和する徴収猶予と換価の猶予の制度があります。

この猶予制度は、本来の納期によらず、最長1年以内で納付できるように納税計画を作成のうえ納税いただく制度です。

(7) 市営住宅等の提供

今回の大雨による災害で、住宅の使用が困難になった方へ、一時的な市営住宅等を提供します。

入居を募集している住宅は、市建築課及び各総合支所の建設係で確認できます。~~入居希望の住宅が、ほかの希望者と重なった場合は抽選会を実施します。~~

・提供住宅 入居可能な市営住宅

※冷暖房設備は設置されていません。また、電気、ガス、水道等の手続きは、入居者が行う必要があります。

・エアコン及び家電(冷蔵庫、洗濯機、テレビ)は、家電製品購入に対する購入支援が別にあります。

・コンロは、希望により株式会社INPEX様と、株式会社酒田天然ガス様から無償提供いただいたコンロがご使用できます。

・入居期間 入居後1年間以内(最長2年間)

・家賃等 免除(住宅使用料、駐車場使用料、及び敷金)

※光熱水費や共益費などの費用は入居者負担

・要件 ①被災した自己所有の住宅以外に、他に居住できる住宅がないこと

②被災状況が全壊相当、大規模・中規模半壊相当であること

第三回目からは、「半壊相当(床上浸水)」も追加

第四回目からは、「準半壊相当(床上浸水)」も追加

③罹災証明書を有する、または後日提出できること

・申込期間 第一回目 令和6年7月31日(水)～8月5日(月) → 終了

第二回目 令和6年8月9日(金)～8月15日(木) → 終了

第三回目 令和6年8月23日(金)～8月29日(木) → 終了

第四回目 令和6年9月5日(木)～(随時募集)

・入居説明会（抽選会）

第一回目 令和6年8月6日（火）10：00 市役所7階 703 会議室

→ 終了（応募戸数 50 決定戸数 26）

第二回目 令和6年8月17日（土）10：00 市役所7階 703 会議室

→ 終了（応募戸数 43 決定戸数 13）

第三回目 令和6年8月31日（土）10：00 市役所7階 703 会議室

→ 終了（応募戸数 11 決定戸数 10）

（8）土砂回収について

大雨被害による土砂について、市で道路付近まで土砂の回収に伺います。

また、残土置場も準備しましたので、土砂等を直接、残土置場に搬入する場合は、土砂、流木、岩石等に分けて搬入してください。

なお、今後、積雪の時期になることと、事業の進捗状況を踏まえて、順次終了します。

・対象地区 西荒瀬地区、八幡地域、松山地域、平田地域で被災された地区

※令和6年8月6日 八幡地域の大沢地区を追加

※令和6年8月15日 八幡地域の大沢地区、中台橋以东の「曙自治会、南ノ前田自治会、青沢自治会の皆さま」を追加

・回収時間 令和6年8月1日（木）以降の平日 8：30～17：15

※八幡地域（大沢地区を除く）は、令和6年8月2日（金）から開始

八幡地域（大沢地区）は、令和6年8月6日（火）から開始

八幡地域（大沢地区 中台橋以东）は、令和6年8月15日（木）から開始

・回収方法 道路に搬出された土砂を、市の委託業者が回収します。宅地内の土砂を道路付近まで搬出してください。

・土砂は、そのまま積上げても、土のう袋や段ボールに入れていても回収します。

・自力で搬出できない自然物（流木、岩石など）は、市で順次回収します。土木課路政係（TEL：26-5741）へ連絡してください。

・受付終了 令和6年11月29日（金） 17：15

・残土置場 開設時間 8：30～17：15（土・日、祝日も開設しています）

・西荒瀬地区 酒田市宮海字明治67番地（旧北テニスコート）

→ 令和6年11月29日（金）で終了

・八幡地域 酒田市市条字八森924番地（八森サッカー場）

→ 令和6年10月31日（金）で終了

酒田市大蔵字脇地内（石田地内残土置き場） ※平日のみ開設

→ 令和6年11月29日（金）で終了

・松山地域 酒田市山寺字見初沢64番地（多目的運動広場）

→ 令和6年11月29日（金）で終了

- ・平田地域 酒田市山谷字西沢入 46 番地の 19 (平田 B & G)

→ 令和 6 年 11 月 29 日 (金) で終了

(9) 消毒薬の配付について

大雨災害により、床上または床下浸水を受けた家屋を対象に消毒薬を配布します。

- ・配布する消毒液 10%塩化ベンザルコニウム液 (500ml)
- ・配布開始 令和 6 年 8 月 9 日 (金) から当面の間
- ・配布場所 市役所本庁舎 (1 階 市民課前)、八幡総合支所、平田総合支所、松山総合支所、環境衛生課 (広栄町 3 丁目 133 番地 管理棟 1 階)
- ・配布時間 8:30~17:00 (土曜、日曜、祝日を除く)
- ・配布の目安 1 戸 1 本 (消毒液 1 本で 0.1%の消毒液を約 50 リットル作成可能)

＜受取時のお願い＞

- ・取扱い上の注意事項を記載しているチラシ「塩化ベンザルコニウム (逆性石けん) の使い方」を一緒にお持ちください。チラシは市ホームページ等から取得できます。
- ・受取簿への記載をお願いします。

(10) 被災した住宅の応急修理費用の支援

令和 6 年 7 月 25 日からの大雨災害で、住宅が半壊もしくは準半壊となり、自らの資力では修理できない世帯に対し、日常生活に必要不可欠な台所やトイレ、床など最小限の応急修理に係る費用を支援します。

- ・注意事項
 - ・修理業者と事前にご相談ください
 - ・修理前の被害状況が分かる写真が必要となります
 - ・市が修理業者に工事費を直接支払う制度です。個人が修理費用を業者に支払ってしまうと、この制度は利用できなくなります。
 - ※すでに修理業者に依頼している、または着手している場合は、すぐに酒田市にご相談ください
- ・対象者 以下のすべてに該当する方が対象になります。なお、居住実態のない空き家などは対象になりません。
 - ①被災した住宅に居住していた
 - ②住宅の被害が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」であること
 - ※被害の程度は、酒田市が発行する罹災証明書をご確認ください
 - ※「全壊」でも、修理して住む予定の方は、対象となることがあります
 - ③応急修理を行うことで自宅に居住可能となり、避難所などへの避難を要しなくなると見込まれること
 - ④自ら修理を行う資力がないこと
- ・応急修理の基準額
 - ・大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合 717,000 円以内

- ・半壊に準ずる程度の損傷を受けた場合 348,000 円以内
 - ・応急修理の範囲 傾いた柱の家起こし、浸水した床・壁の補修、ドアなどの開口部、上下水道などの配管・配線、トイレなどの衛生設備など、日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行う必要がある範囲
 - ・受付開始日 令和 6 年 8 月 19 日
 - ・受付窓口 必要書類を、次の窓口に提出してください。申込方法の詳しい情報や必要な書類などは、市ホームページ等をご覧ください。
 ①八幡総合支所 ~~(総合窓口)~~ TEL : 64-3111
 ②酒田市役所建築課建築営繕係 TEL : 26-5748
 - ・受付時間 平日 9 : 00～17 : 00
 - ・連絡先 専用電話番号 : 080-7546-8147
 - ・完了期限 令和 7 年 6 月末予定
- ※併用可能な「浸水住宅復旧支援補助金」の受付期限に合わせ、2 月末まで申請してください。

(11) 被災者生活再建支援金の支給

令和 6 年 7 月 25 日からの大雨災害により、住宅に大きな被害を受けた方に支援金が支給されます。被災の程度、被災時の世帯状況、再建の方法に応じて給付される金額が異なります。

本制度は、対象者が酒田市へ申請することにより、公益財団法人都道府県センターから支援金が支給されます。 ※詳しくは市ホームページ等をご覧ください。

- ・対 象 者
 - ・住宅が全壊した世帯
 - ・住宅が大規模半壊した世帯
 - ・住宅が中規模半壊した世帯
 - ・住宅が半壊、中規模半壊、または大規模半壊、あるいは住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（被災した建物を全て解体した場合が対象になります）
 - ・災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（県から「長期避難世帯」と認定された世帯）
- ・窓口での申請 地域福祉課福祉総合相談係 8 : 30～17 : 15
- ・郵送による申請 (郵送先)
 998-8540 酒田市本町二丁目 2 番 4 5 号
 酒田市健康福祉部地域福祉課福祉総合相談係
- ・申 請 書 類 罹災証明書、住民票、再建方法がわかる契約書等の写しなど。詳しくは市ホームページ等をご覧ください。
- ・申 請 期 限
 - 基礎支援金 発災後 13 か月（令和 7 年 8 月 24 日）
 - 加算支援金 発災後 37 か月（令和 9 年 8 月 24 日）

(12) 被服、寝具その他生活必需品等の現物支給【受付終了】

令和6年7月25日からの大雨によって住家に被害を受け、必要な被服や日用品等を損失し、直ちに日常生活を営むことが困難な世帯に、災害救助法に基づき、生活必需品等を現物支給します。

- ・対象世帯 住家の被害が、罹災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の判定を受けた世帯
※保管された物や寄贈、汚れを落として使えるなど、必要最小限の生活必需品等を調達し使用できる場合は対象外
- ・対象物品 被服、寝具、衛生用品、台所用品など
※詳しくは市ホームページ等をご覧ください。
- ・申請方法 市地域福祉課（本庁舎1階）へ、申請書を郵送またはFAX等で提出してください。
- ・申請期限 令和6年9月17日（火）まで 市地域福祉課必着
- ・注意事項
 - ・本制度は、現金を給付する制度ではありません。
 - ・住家の被害及び世帯人数によって、申請限度額が定められています。
 - ・申請書の審査の後、市が物品を購入します。物品の調達ができ次第、支給品送付先へ配送します。
 - ・申請は「申請限度額」の上限に達していなくても、1世帯につき1回限りです。
 - ・罹災証明書の発行待ち等で申請期限に間に合わない場合は、ご相談ください。

※ 加筆修正した部分に下線あり

令和 6 年 11 月 5 日

酒田記者クラブ加盟社 各位

漫画「しあわせ鳥見んぐ」×定期船とびしま タイアップ企画の実施について

市定期航路事業所では、(株)芳文社発行の漫画雑誌「まんがタイムきらら」にて連載中の「しあわせ鳥見んぐ」(著者：わらびもちきなこ氏)とタイアップし、主要キャラクターのイラストを船体にラッピングして運航を開始いたします。

◆ポイント

- 商業誌に連載中の漫画との協力企画による定期船の誘客を進める取り組みの一環です。
- 船体の両側面へ、わらびもちきなこ氏描き下ろしのイラストをラッピング施工して運航します。
- 船内に、主要キャラクターの等身大イラストの設置を行います。

【企画趣旨】

- 飛島渡航へのイメージアップ、飛島及び作品相互の認知度の連動向上
- ・商業誌連載中漫画との協力企画で地方地域的话题を盛り上げ、定期船の誘客を進めるべく様々な取り組みを行っている。

【ラッピング船舶の運航】

- 11月16日～令和7年9月(予定。次年度以降の継続は未定。)



ラッピングイラストのイメージ

【運航開始前公開(報道機関向け)】

- 日時／11月15日(金)午後4時30分～5時
- 場所／定期船酒田ターミナル(詳細は別紙のとおり)
- ◆取材希望の報道各社は、前日の正午まで連絡してください。

●お問い合わせ／酒田市定期航路事業所 所長 中條
Tel 22-3911、FAX 22-3912 Eメール teikikoroko@city.sakata.lg.jp

○運航開始前公開について

ご案内時刻が日没後となってしまうため、日中の船体撮影を希望される場合は以下の略図を参照してください。当日は代船の運航状況により日中の本船の着岸場所が変動します。

- ・代船出航の場合／正午まで対岸の岸壁【A】にて係船、その後代船の酒田港帰港に合わせ【B】へ移動
- ・代船欠航の場合／午前中に対岸の岸壁【A】から【B】へ移動し午後は【B】にて係船
- ◆船体ラッピング状況のドローン撮影動画を作成しますので、ご希望の場合はお申し出ください。



○これまでの経過

定期航路事業所では、作品「しあわせ鳥見んぐ」単行本2巻に定期船とびしまや飛島などが取り上げられた飛島編が登場したことをご縁に、コミックスの表紙イラストを令和6年度版飛島さんぽガイドマップに採用しました。

今年5月に同作品の新刊発売があったことにあわせ漫画書籍取り扱いの書店からも当ガイドマップ引き合いの要請が寄せられるなど反響を呼んでいます。

今年度はガイドマップ製作のほかに、コラボポスター製作、専用展示コーナーの設置、記念乗船券の発行、缶バッジ製作配布、X（ツイッター）による情報発信、等を実施しており、作品ファンの間でも評判となり聖地巡礼目的の来訪も生まれています。

【参考】

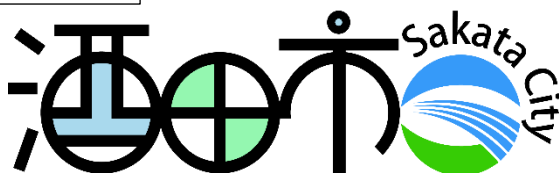
●しあわせ鳥見んぐ（しあわせとりみんぐ）

月刊誌まんがタイムきらら（芳文社）で連載中の本作品は、著者・わらびもちきなこ氏が在住する山形県を主な舞台にしたバードウォッチング4コマ漫画でコミックス2巻には飛島が登場します。コミックス表紙イラストの背景は、定期船とびしまの2階デッキが描かれています。

●まんがタイムきらら

「まんがタイムきらら」は、4コマ漫画専門誌の「まんがタイム」の姉妹誌として2003年に創刊された月刊雑誌です。いわゆる萌え系4コマ漫画誌として、グループ各誌の連載作品がいくつもテレビアニメ化されています。

発行する株式会社芳文社は、1956年には日本初の漫画週刊誌「週刊漫画 TIMES」、1981年には日本初の4コマまんが専門誌「まんがタイム」を創刊するなどの、まんがを主力とする出版社です。



令和6年11月5日

酒田記者クラブ加盟社 各位

酒田市社会資源ファイル「おたすけガイドブック」 をご活用ください

このたび、介護保険外の高齢者向けサービス等をまとめた酒田市社会資源ファイル「おたすけガイドブック」の令和6年度版が完成しました。

つきましては、取材等に関し特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

◆ポイント

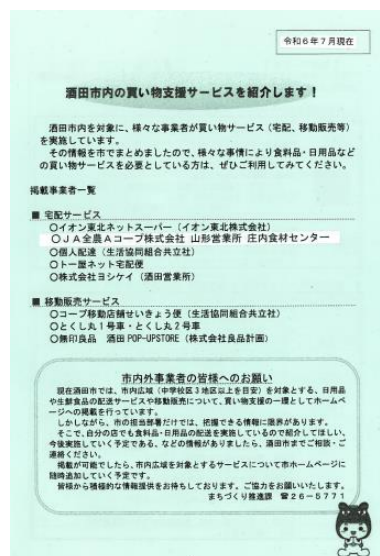
- 高齢化率が年々上昇する中、介護保険外のサービス活用促進により、高齢者の地域での生活を支えるため、市民やケアマネジャー等関係者に活用していただける各種地域資源の情報をまとめています。
- 市民がサービスを見つけたり比較したりできるよう、酒田市生活支援コーディネーターが、サービス利用エリア・内容・料金等を掲載事業者の詳細に確認し作成しています。

○内容／介護保険外家事援助等、配食・弁当、配送サービス、移動販売、移送サービス、有料老人ホーム、訪問理美容、住環境支援、安否確認・見守り、通いの場等の情報を掲載

○公開／酒田市ホームページに公開しダウンロードできるほか、高齢者支援課・酒田市地域包括支援センター窓口にて紙媒体で配布



◆おたすけガイドブック 2次元コード

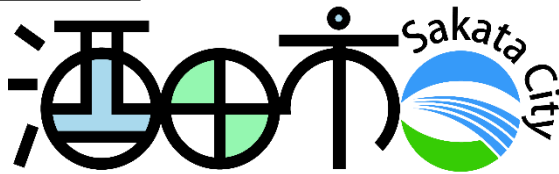


◆買い物支援サービス紹介 HP 2次元コード



●お問い合わせ／高齢者支援課地域包括支援係

佐藤・三浦 TEL 26-5755、FAX 26-5796 Eメール kaigo@city.sakata.lg.jp



令和 6 年 11 月 5 日

酒田記者クラブ加盟社 各位

仮設屋内スケートリンク（旧松山中学校体育館）の 整備の中止について

このたび、旧松山中学校体育館への仮設屋内スケートリンクの整備について、中止致します。

【整備中止に至った経緯】

- 山形県では、県営屋内スケートリンクの整備に向けた「県屋内スケート施設整備検討会」を 2 回にわたり開催し、8 月 22 日には検討会より「公共交通機関でアクセスできる村山地域の都市部に整備する」といった方向性が、示された。
- 10 月 10 日に、山形県と山形市で「屋内スケート施設を含む 3 つのスポーツ施設（屋内スケート施設・武道館・体育館）の整備に向けた検討を共同で進める」との発表があり、本市に対しても、山形県より整備に対する考え方・方向性について、丁寧な説明をいただいた。
- 本市ではこうした説明を受け、今年 4 月から進めてきた旧松山中学校体育館への「仮設屋内スケートリンク」の整備を中止することに至った。

●お問い合わせ／スポーツ振興課 樋渡 隆
中山 豪

TEL 43-6651、FAX 23-2257

E メール sportskoho@city.sakata.lg.jp